

学校法人足立学園 役員等の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人足立学園(以下「この法人」という。)の寄附行為第38条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬とは、役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等への報酬は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の役員に対しては、報酬を支給しない。
- (2) 非常勤の役員・評議員に対しては報酬を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤の評議員の報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 役員(理事)と評議員とを兼ねて就任している者は別表1を適用することとする。

(支給方法)

第5条 理事長を除く役員等の報酬の支給の時期は、前期(7月末日)、後期(12月末日)とする。

(費用)

第6条 役員等が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、学校法人足立学園出張旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(退職金)

第7条 役員等には、退職金を支給しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬の支給基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 非常勤の役員の報酬額

理事長	理事会において決定する
理 事	年額 33,400 円
監 事	年額 33,400 円

別表第2 非常勤の評議員の報酬額

評 議 員	年額 33,400 円
-------	-------------